令和２年９月29日

**「国勢調査」をかたる不審な訪問にご注意ください**

**国勢調査をかたって、個人情報を聞き出そうする事案が発生し、堺市より以下のとおり報告がありました。府民の皆様におかれましては、十分ご注意くださるようお願いいたします。**

**１　事案の概要**

　（１）日時　９月18日（金曜日）午後１時頃

（２）場所　堺市

（３）状況

９月18日午後１時頃に国勢調査員をかたる人物が、堺市在住の世帯宅へ訪問し、インターホン越しに家族構成などを聞き出そうとした。不審に思った世帯員は「調査書類を郵便受けに入れてほしい」と伝えたところ、国勢調査員をかたる人物は去ったが、調査書類は郵便受けに入っていなかった。

その後、世帯員から堺区役所に連絡があり、堺市では、世帯へのインターホン越しの説明（世帯員の数の確認を含む）を省略し、調査書類を直接、郵便受けやドアポストなどに入れて配布する調査方法を採用していることから、「かたり調査」の疑いがあることが判明した。

**２　府民の皆様へ**

国勢調査は、本年10月１日を期日として実施します。９月14日（月）から調査書類を配布しています。今回の調査では、新型コロナウイルス感染防止のため、できる限り世帯の皆様と調査員が対面しない非接触の方法で行うようにしています。

調査員は身分を証明する「国勢調査員証」を携帯し、腕章を身につけています。

また、国勢調査では、金銭を要求することや、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることもありません。

なお、統計調査に関し、不審な電話や訪問がありましたら、大阪府総務部統計課（06-6210-9197）又は、市町村の統計主管課までお問い合わせください。

**３　大阪府の対応**

　大阪府では、国勢調査をかたった不審な電話等に注意するよう、ホームページで府民に呼びかけるとともに、府内全市町村に対し注意喚起を行います。

【参考】

○「かたり調査」とは、何者かが調査員になりすまし、統計調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為のことです。このような行為に対して統計法では、罰則規定（２年以下の懲役、又は100万円以下の罰金）を定めています。

○国勢調査に関しては、大阪府では前回調査前年度（平成26年度）に６件、調査年度（平成27年度）に36件、調査翌年度（平成28年度）に６件の事案が発生しています。